

## 第17回総務・企画・議会小委員会（議事概要）

日 時 平成15年5月20日（火）AM9:30~PM13:47

場 所 丹後町役場

出席者数 12人（欠席2人）

傍聴者数 2人

主な議題

- (1) 協議第1号 8 地方税の取扱いに関する事（その2）
- (2) 協議第3号 13 一部事務組合等の取扱いに関する事
- (3) 協議第4号 19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い
- (4) 協議第5号 21-7 マイクロバスの取扱い
- (5) 協議第6号 5 財産及び債務の取扱いに関する事（その2）
- (6) 協議第7号 21-13 町営バス事業の取扱い
- (7) 協議第8号 21-15 指定金融機関の取扱い（1）
- (8) 次回の議題について
- (9) 次回の小委員会の日程

議事経緯

副委員長あいさつ

会議の成立確認

委員長の選任

丹後町及び弥栄町町会議員選挙に伴う委員の変更、またそれによる委員長の選任について

委員の交替	丹後町	瀬川善磨委員	⇨	小森 潔委員
	弥栄町	吉岡敏至委員	⇨	大下倉禎介委員

委員長の交替	丹後町	瀬川善磨委員	⇨	峰山町	平井 渉委員
副委員長の交替	峰山町	平井 渉委員	⇨	丹後町	小森 潔委員

議題

- (1) 協議第1号 8 地方税の取扱いに関する事（その2）・・・ **継続協議**

主な意見

委員 都市計画税は目的税であり、どれだけの税額で何に使われているのか。また、一旦ゼロにするということだが、収入がなくなる部分について財政的にどうか。

部 会 都市計画区域は峰山町の全域と網野町の一部ということになっているが、都市計画税は平成13年度決算額で約1億円の収入となっており、それぞれ定められた

- 都市計画事業に使われている。
- 事務局 合併特例債というまちづくりに使用する起債があり、これにより余力が生まれるので、同じまちづくりの原資となる都市計画税が1億の減額でも十分やっていける財政計画となっている。
- 委員 税収の問題もあり、合併して計画を見直さなければならないのなら早急にやればよいのに、なぜ見直しに数年もかかるのか。
- 部会 地元意見を反映させるため、住民説明会などを実施するのに時間がかかる。さらに、都市計画審議会での審議や京都府、国土交通大臣の同意。また、告示、縦覧等の手続きを踏まなければならない、変更には一定の期間がいる。
- 委員 区域は合併後も残るので税はそのまま続け、地域の状況の変化に応じ、計画を見直していくことはできないか。
- 部会 計画区域は現行どおり残るので事業計画も残る。しかし、合併すると見直しをしなければならぬのに、従来どおり徴収するというのでは住民の理解がえられないのではないかと考えた。
- 委員 半島振興法による減免規定について、久美浜町は過疎地域の特例を使っているということだが、同じ過疎地域の丹後町には適用されないか。
- 部会 丹後町も実際は、3年間税額免除という過疎地域の特例を使っている。新市では過疎地域の特例や農工法の特例でカバーできないところを半島振興法で対応というように3段階を考えている。
- 委員 税の徴収で区域外との不均衡ということを考えるなら、計画区域を全市域といったことも出てくる。税収を確保するといった観点からの議論はなかったか。
- 部会 税の徴収については、住民に納得のできるものでなければならない。都市計画自体を、もっと広い視野で議論いただきたい。
- 委員長 継続協議とする。

## (2) 協議第3号13 一部事務組合等の取扱いに関すること・・継続協議

### 主な意見

- 委員 1市10町で構成される土地開発公社などは、今後2市になると考え、廃止も含めて検討されているのか。
- 部会 宮津・与謝1市4町は、まだ期日が具体化されおらず、2市となった時点での協議と考える。
- 委員 奥丹後養老施設組合満寿園は公設の役目も終わり民間へということだが、理事者や組合議会の承認は得られているのか。
- 部会 どんな形での法人化にするかの結論は出ていないが、組合議会を構成する6町長で検討されている。
- 委員 どこかの法人にまかせるとか決まってからの協議と考える。
- 委員 合併まで残り数ヶ月で法人化できるのか。一旦、新市に引き継いでからの検討にはできないか。
- 部会 組合を解散するのであって、施設を廃止するのではない。ここでは、6町で構成される組合は、合併の前日をもって町の法人格が消滅するため解散となることを

確認していただきたい。運営等の内容については、法人化も含め今後の検討となる。期日までに方向性が定まらなければ引き継ぐことになると思う。

委員 債務は引き継ぐとあるが、民間移行時に相手方からの施設整備等の注文に対する新たな債務の発生も考えられるがどうか。また債務負担行為にあがっている金額は、民間に委託しても払っていかねばならないものか。

部会 債務負担行為も継承しなければならないと考えているほか、施設整備に係る債務や、組合解散後の職員の退職手当組合に係る債務等も新市に継承していく。

委員長 継続協議とする。

### (3) 協議第4号 19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い・・・確認

#### 主な意見

委員 調整案には、具体的な支援金額や委託業務料について出ていないが。

部会 金額的には出ていないが、考え方としては6町の区への補助金合計額の8千万円を上回る調整を考えており、これまでより下る所が出ないよう考えている。

委員 区事務所に常駐の事務員を配置している所など体制の問題があり、行政からの依頼事務についてはっきりしていただきたい。

部会 区の組織や事務内容まで踏み込んだ協議はできないと考えるが、区への負担をかけたことを大前提に協議を進めており、合併が議決されれば本格的な調整を行っていきたいが、今まで以上に業務が増えることはないと思う。

委員 新市で考えられている「京丹後市区長連絡協議会(仮称)」には各町の区長協議会などから構成員を出すということだが、峰山町だけ2つの区長会からとなっているが、他町とのバランスがとりにくいので、一つになるよう積極的に進めていただきたい。

部会 町として、区の方に統一に向けての働きかけを行っているところである。

委員 自治会については住民説明会でも質問に出てくると考えるが。

部会 現在の区及び町の連合組織はそのまま引き継ぐということで、今までと何ら変わらないということで調整していることを説明したい。

委員長 継続審議とするもの2人と少数のため確認とする。

### (4) 協議第5号 21-7 マイクロバスの取扱い・・・・・・・・・・確認

#### 主な意見

委員 年間の利用回数等はどうなっているか。またレンタカーと比較をしてみたか。

部会 峰山町では一月に25日使っている場合があり、町によっては学校のクラブの遠征や社会教育で使っている。経費は年間150万円ほどかかり、これ以外に人件費や燃料費がかかる。現在6町で12台あるバスについては、3~4台の所有が適当と考える。

委員 峰山町の使用規定に統一ということで、それ以外の町ではかなり使用が制限される。道路運送法との兼ね合いで仕方がないと思うが、住民から不便になったと

- 言われぬように、事前広報をしていかなければならない。
- 委員 古いバスもあろうと考え、それは新市に引き継がないようにしていただきたい。
- 部会 道路運送法第 80 条では、「自家用自動車は有償で運送の用に供してはならない」とあり、自家用自動車である町のバスに対し、陸運局から法律の厳格な運用が求められている。また、バスは使用目的に対する補助金や起債で購入したものもあり、スクールバスへの転換も含め、今後上部団体と調整して行く事になる。
- 委員 クラブ活動や遠足、また公的団体の使用についても制限されるが、福祉を推進するという意味において、使用規程にある通常業務遂行のためという範囲についてはどう考えているか。
- 部会 公共的団体の使用については法律上貸出しとなるので、白ナンバーのバスではできない。万が一の事故等があった場合、説明のできるようにしておきたい。
- 委員 管理を本庁でということだが、耐用年数まで支所に配置できないか。
- 部会 本庁には全てのバスの置き場所がない。しかし、支所へ配置しても年数がくれば廃止ということになるので、台数を減らし本庁一括管理が適当と考える。

(5) 協議第 6 号 5 財産及び債務の取扱いに関すること(その 2)・・・確認

主な意見

- 委員 出資金と出捐金の違いは何か。
- 部会 出資金は株券等現金化できるもので、出捐金は相手団体の運営の基本財産となるものである。
- 委員 社会福祉協議会のボランティア基金が出捐金となっているが、各社会福祉協議会では補助金と考えている。出捐金であれば処分するのに制約を受けるか。
- 部会 基金造成時に負担金で出した町もあるが、出捐金として出したものであり、その処分にあたっては制約を受けることになる。
- 委員 債務負担行為とまではいかないが、団体に対する約束による補助金等はどうなるか。
- 部会 約束や慣習による、予算書に計上されない債務については調整はできていないが、団体や地区の代表との約束などは履行されることが大切なので、新市に継承していかなければならないのではと考える。

(6) 協議第 7 号 21-13 町営バス事業の取扱い・・・・・・・・・・確認

主な意見

- 委員 京都府の補助制度とはどういったものか。
- 部会 市町村運行確保生活路線維持補助金と言って、1 年間の事業に要した委託料を含む全ての経費から、収入金額を差し引いた残りの金額(赤字分)の 2 分の 1 を補助していただく制度。

(7) 協議第 8 号 21-15 指定金融機関の取扱い(1)・・・・・・・・確認

主な意見 特になし

(8) 次回の議題について  
協定項目の協議について

(9) 次回の小委員会の日程  
第 18 回総務・企画・議会小委員会  
日程 平成 15 年 6 月 17 日(火)午前 9 時 30 分  
場所 丹後町役場

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局  
(速報のため、事後修正の可能性あり)